

第1回鳴門市若者条例制定審議会 議事録

【日時及び場所】

令和8年7月23日(木) 10時00分～12時00分 鳴門市役所 305 会議室

【出席委員】

委員4名

【事務局】

市民環境部・市民協働推進課4名、アドバイザー1名

※審議会事務局に加え、政策の総合調整等の観点から未来デザイン総室、法制執務の観点から総務財政課が参画することとし、当日も出席。

【傍 聴 者】

1名

【会議概要】

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 会長及び副会長選出

委員互選により、会長に小田切委員、副会長に鳴川委員(当日欠席。後刻報告の上本人了承済み)が就任することとなった。

5. 会長挨拶
6. 諮問
7. 議事

(1)条例制定の背景及び目的について

資料③-1 第1回審議会説明資料「条例制定の背景及び目的について」事務局説明

意見なし

(2)推進体制について

資料③-1 第1回審議会説明資料「条例制定の背景及び目的について」事務局説明

(アドバイザーより情報提供)

8月20日の若者ワークショップについて。自身が担当する大学のゼミ生16名が、鳴門市の若者条例について調査研究を行っており、当日もスタッフ等として参加する。地元の若者と鳴門で意見交換をして、若者条例に入れる要素や、どういう観点が重要かということで意見交換していきたい。

また、3 月には市長に対し、ゼミとして意見を述べる機会を設けさせていただく予定である。
最後に、今回のワークショップの告知ポスターもゼミ生が作成しており、市公式SNSなどでの情報発信に寄与している。

(A 委員)

市役所内の若手職員プロジェクトチームとの連携についてはどのようなものか。

(事務局)

審議会への提案資料作成のほか、審議会の状況把握含め、プロジェクトチームメンバーには継続した参加を依頼している。

(3)若者の定義について

③-2 第1回若者条例審議会 提案資料「若者」の定義 事務局説明

(B 委員)

若者流出率の転出ピークが20～24歳となっている。それまでに転出を止めなければならぬので、若者の対象年齢を、13～18 歳などまで下げた方がいいのではないか。

(事務局)

事務局としては、若者の転出前に食い止める必要があると思う一方で、転出される方の事情や意見は尊重する必要があると考えている。転出を否定するものではなく、この条例があることによって、県外からの本市への提案や、いつか帰ってくるような場所として、その時の候補に上がってもらえればということも考えており、29 歳まで幅を広げている。

(D 委員)

鳴門の魅力などに気付けて、就学や就職で転出後に戻ってくる期間を考えると 13～29 歳までの範囲はいいと思う。属性範囲については、市外居住の家族も含めたらいいかと思う。

(C 委員)

「若者」の属性定義として、「市出身者」が対象となるというのは理解できるが、「関係人口」については定義を検討する必要がある。自身が鳴門への移住者であり、市内外の多くの人と交流を深める中で、鳴門が大好きな方がどんどん増えている。

それ自体は大変嬉しいことであるが、果たしてその方々を「関係する対象」にしていいいのかという疑問があり、範囲の設定は必要と考えている。地域のお祭りにきちんと参加してくれた人などを対象とするなど整理をしなければ、「関係人口」の範囲が広くなりすぎて大変になってくるかなと思う。

(A 委員)

若者の年齢範囲は、上下どこからどこまでだと適切か。若者の範囲を広げるとしたら30代は若者か…というところもある。おおむねを付けてぼやかすのもいいと思う。

(C 委員)

先行事例である新城市のように、お金をかけて事業に取り組むとなると、中学生以上の方がいいのではと考えており、下限は13歳からで賛成。

若者条例をつくるにあたって、大前提として人口減対策ではなく、若者がチャレンジできるまちを共有していくという認識でいいか。それであれば、関係人口を幅広くした方が、チャレンジできるまちという認識がつく。

(A 委員)

本日の議論をふまえ、次の点を次回審議会にて改めて議論することとし、プロジェクトチームに対しても投げかけることとしたい。

①当条例は人口減対策を主目的としたものではなく、「若者が挑戦できるまち」の共有を目的としているのか

②若者の年齢定義については「おおむね」を附することでよいのか

③対象となる若者の範囲をどのように絞り込むか

④関係人口についての定義

(4)連絡事項:今後のスケジュールについて

意見なし

8. 閉会